コメントの概要及びコメントに対する考え方

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
金融商品取引業者等検査マニュアル Ⅱ-1-2 態勢編・第一種金融商品取引業者			
1	5.(3)① 情報セキュ	「顧客の重要情報等」の定義がなく、具体的にどのような	「顧客の重要情報等」とは、情報セキュリティ管理におい
	リティ管理態勢の整	項目を指しているのか不明確ではないか。	て金融商品取引業者が漏えいや不正使用等を防止する責任を
	備	「機密情報」の定義はあるが、「顧客の重要情報等」との違	負うべき重要な情報を指しており、例えば、個人情報、認証
		いが不明確であり、また、文意からは、二つの用語の違いは	情報、取引情報等が考えられますが、その具体的な内容につ
		あまり感じられず、二つの用語を新たに追加して使い分ける	いては、個々の金融商品取引業者が業務やリスクに応じて適
		必要性があるのか。	切に定める必要があり、一般的には、各業者のセキュリティ
		既存の「顧客情報」の定義及び「顧客情報の管理」との違	ポリシーにおいて規定されているものと考えます。
		いについて、整理しないと、混同するのではないか。	また、「機密情報」は、「顧客の重要情報等」の中でも特
			に厳格な取扱いが求められるものについて、必要な項目を設
			けているものです。
2	5.(3)① 情報セキュ	「機密情報」の定義が、従前の定義(暗証番号、ID・パス	本改正は、金融庁における「金融商品取引業者等向けの総
	リティ管理態勢の整	ワード、クレジットカード情報、生体認証情報、機微情報、	合的な監督指針」の一部改正を踏まえて行うものであること
	備	電子的価値情報等、顧客に損失が発生する可能性のある情報	から、「機密情報」の定義については、今般の監督指針の定
		をいう。)と少し相違している。	義(暗証番号、パスワード、クレジットカード情報等、顧客
		個人的には機微情報が不正出金に直接つながるとは考えに	に損失が発生する可能性のある情報をいう。)に合わせて規
		くいため、これを検査マニュアルの定義から外すことについ	定しております。
		ては賛成だが、それ以外については、踏襲して整合性をとっ	
		た方が良いと考える。	
3	5. (3)② サイバーセ	サイバー攻撃対策についての検査項目は、事前の体制構築	本改正では、「システム障害」と「サイバーセキュリティ
	キュリティ管理態勢	や抑止に重点が置かれており、実際にサイバー攻撃の被害に	に関する事案」を合わせて「システム障害等」と定義してお
	の整備	あった際の実際的な事実解明の重要性には触れられていな	り(Ⅱ-1-2の5. (1)②)、このシステム障害等の発生時
		ιν _°	には、「システム障害等の根本的な原因の究明及び対策につ
		どれほど金融機関が対策を行っていてもサイバー攻撃を完	いて検討し、抜本的な改善を図ること」となっております(Ⅱ
		全に防ぐことは不可能である以上、実際に攻撃を受けた際の	-1-205. (5)6) 。

直相解明の重要性にも一歩踏み込むべきであると考える。

的な情報漏えい事案においては、CSIRTを中心とした指揮系統一す。 の下、外部リソース等のデジタルフォレンジック技術を的確 に利用し、サイバー攻撃の実態解明、サイバー攻撃に至った 経緯と理由の解明を金融機関が主導して行う体制整備が行わ れているか、また、過去に行われたサイバー犯罪調査におい ては、金融機関利用者等のステークホルダー視点に基づいた 調査が行われていたか検証するなどの項目を追加することを 提言する。

なお、御意見にあるような具体的な対応については、検査 具体的には、外部からのサイバー攻撃や内部者による意図「対象先の業務内容等に応じて検証することになると考えま」

金融商品取引業者等検査マニュアル Ⅱ−1−3 態勢編・第二種金融商品取引業者、Ⅱ−1−4 態勢編・投資助言・代理業者、Ⅱ−1−5 投資運用業者

4. システムリスク管 理態勢

システムリスク管理態勢について詳細な項目が確認すべき 事項として追記されることとなっているが、検査マニュアルーや「指導」に該当するものではありません。本改正は、金融 の I 基本的考え方の 2. 金融商品取引業者等のあるべき姿の | 庁における「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」 筒所にも「金融商品取引業者等ごとに業務の種類や具体的業」の一部改正により追加される態勢整備についての着眼点を踏 務内容等が異なることから、・・・その特性を考慮しながらも「まえ、当該態勢整備について、あくまで検査対象先の実態を 適切な管理態勢が構築されているものと考えられる」とある│把握するために有効と考えられる確認項目を例示したもので ように、具体的な姿は、金融商品取引業者の業容に応じてなして。検査の実施に当たっては、検査対象先の特性、業務の状態 されるものであり、改正案で記載されている項目全てを一律|況、取扱商品等を十分考慮することとしており、検査マニュ に満たすことが求められているわけではないことを改めて確|アルの各確認項目を機械的・画一的に検証することのないよ 認したい。

検査マニュアルの確認項目は、証券監視委による「規制」 うにしております。